



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

介護を必要とする高齢者等を社会全体で支える介護保険制度が、平成12年(2000年)に開始されてから24年が経過しましたが、本制度は幾度かの大きな改正を経て、今日に至っております。

今後、我が国の人口は、少子高齢化の進展に伴い、令和7年(2025年)には、「団塊の世代」と言われる世代の方々が75歳以上の後期高齢者となり、さらに、令和22年(2040年)には、「団塊ジュニア世代」と言われる世代の方々が高齢者となることから、高齢者人口はますます増加していくことが想定されます。

こうした中、令和2年(2020年)に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、爆発的な感染拡大を引き起こし、行政も介護サービス事業者も、これまで想定していなかった事態に直面しました。この感染症の拡大を経験したことは、改めて「高齢者の社会・他者とのつながり」「介護予防の充実」など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる「地域共生社会の実現」や「地域包括ケアシステムの推進」などの重要性を再認識させられるとともに、高齢者を取り巻く社会環境が、刻々と変化する中においても、介護保険制度を持続可能な制度として運営していくことが大変重要なものとなっております。

◇「地域包括ケアシステム」とは

地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域や住まいにおいて、必要に応じて介護の予防や日常生活の支援が行われ、また、適切な医療や介護サービスが途切れることなく連携して提供されるような仕組みのことです。

このような仕組みを、「日常生活圏域」(本市の場合は、13のコミュニティ区域になります。)において構築することを目指しています。

本市では、各地区を担当する「地域包括支援センター」を12か所設置しており、民生委員・児童委員や自治会等と連携して、高齢者の見守り活動にあたるほか、越谷市医師会に設置された「越谷市医療と介護の連携窓口」等が、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない医療と介護サービスの提供に努めています。

なお、平成26年に介護保険法等が改正され、「地域包括ケアシステムの強化」として、介護予防や日常生活支援における地域住民の方々の参加が求められています。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、令和3年(2021年)3月に第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第8期計画」という。)を策定し、高齢者の「自立支援」、市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」の基本理念の下、長寿福祉社会像、計画の基本目標の実現に向けて、96の事業を展開してきました。

このたび、第8期計画が令和5年度(2023年度)で終了(計画期間3年間)することに伴い、これまでの施策の実施状況や新たな課題、国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和6年厚生労働省告示第18号、以下「基本指針」という。)」等を踏まえて、新たに第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の法的性格

第9期計画のうち、「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「老人福祉計画」であり、高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的として、本市の高齢者福祉施策全般の方向性を示すために策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定に基づくものであり、地域の要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護にかかる保険給付を円滑に実施するために策定するものです。

そして、老人福祉法及び介護保険法は、この「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものと規定しています。第9期計画は、このことを踏まえ、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

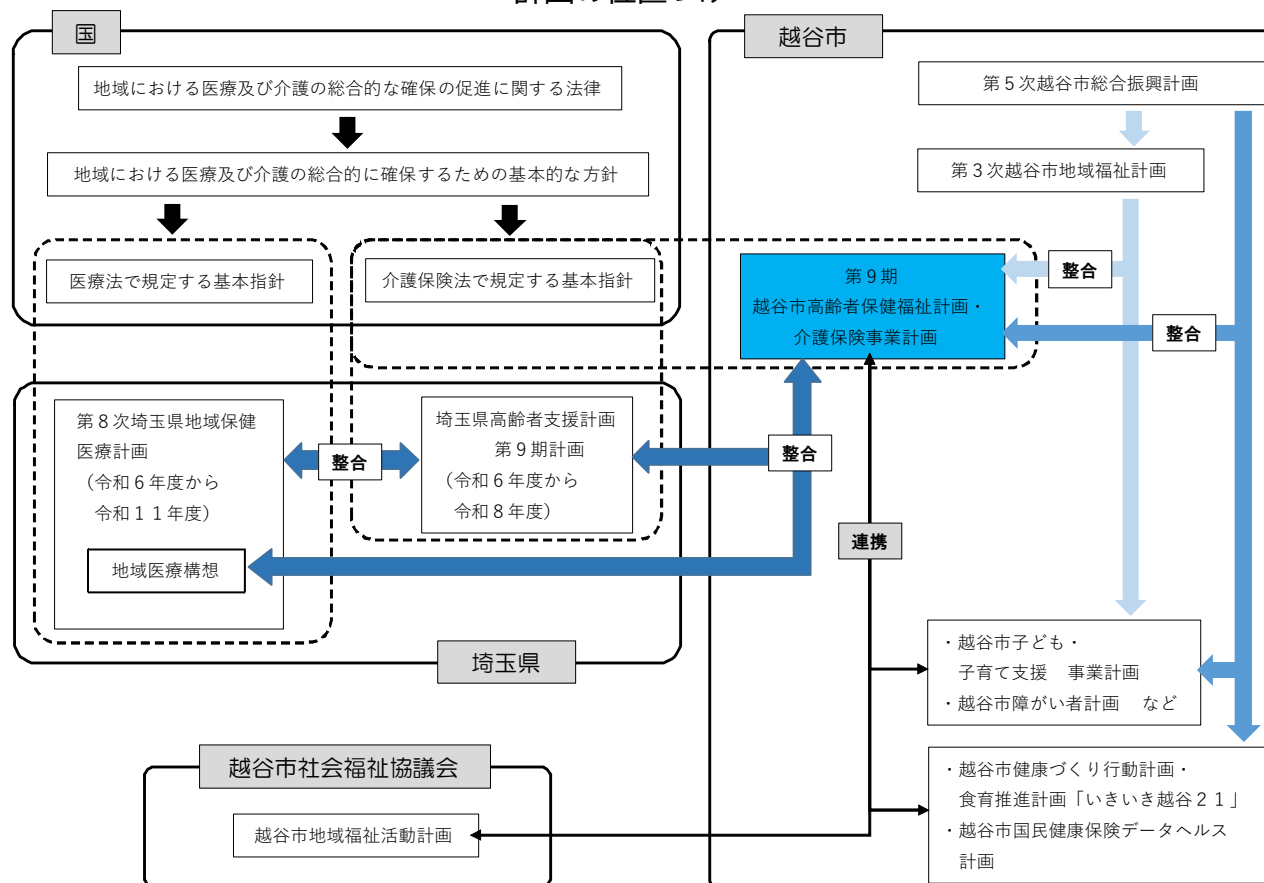
(2) 計画の位置づけ(本市の他の計画との関係など)

第9期計画は、基本指針を踏まえて策定しました。

また、本市の市政運営の根幹を成す「第5次越谷市総合振興計画」及び地域福祉の推進の基本となる「第3次越谷市地域福祉計画」と計画期間の大部分が重複することから、これらの計画との整合を図るほか、埼玉県により同時並行で策定される「埼玉県高齢者支援計画(第9期)」や「第8次埼玉県地域保健医療計画」内の「地域医療構想」との整合も図っています。

そのほか、「越谷市障がい者計画」「越谷市子ども・子育て支援事業計画」「越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」「越谷市国民健康保険データヘルス計画」など、本市の福祉・保健分野の関連計画との整合、さらには、「越谷市地域福祉計画」と対となる、越谷市社会福祉協議会が地域住民の立場から地域福祉を推進する計画として策定する「越谷市地域福祉活動計画」とも連携のとれた計画として策定します。

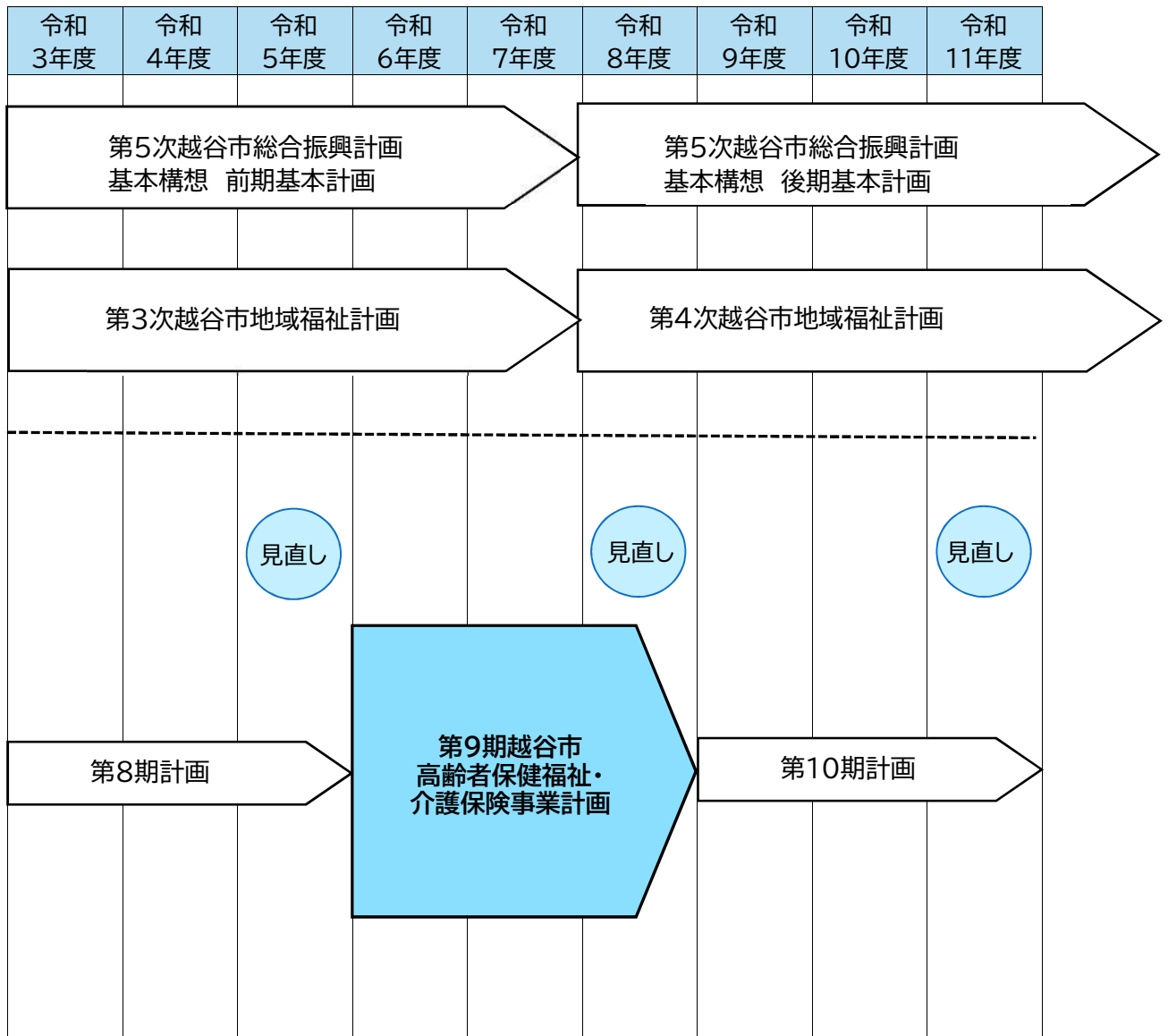
計画の位置づけ



3 計画の期間

第9期計画の期間は、介護保険法の規定により、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、第9期計画では、中長期的な展望として令和22年(2040年)の状況も視野にサービス見込み量を勘案して策定します。



4 計画の基本理念、長寿福祉社会像、計画の基本目標

(1) 基本理念

本市の最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」では、まちづくりの基本理念として「人間尊重」と「市民主権」を、福祉関連計画の上位計画である「第3次越谷市地域福祉計画」では、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」ことを掲げています。

これまで第1期から第8期までの「越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、同一の基本理念を掲げており、第9期計画におきましても、これら上位計画との整合性を図る観点からも、従来の基本理念を継承します。

〔計画の基本理念〕

- 高齢者の「自立支援」
- 市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」

(2) 長寿福祉社会像

長寿福祉社会像に関しましては、平成12年(2000年)策定の第1期から第7期までの「越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「高齢者がすこやかにいきいきと安心して暮らせる社会」を掲げてきました。

第8期計画では、同時期に策定した「第5次越谷市総合振興計画」における福祉分野の目標と整合性を保つ観点から長寿福祉社会像を「高齢者が みんなとすこやかに いきいきと住み続けられる 共生社会」に変更しました。

第9期計画では、「第5次総合振興計画」の計画期間中であることから、引き続き、第8期計画と同様の長寿福祉社会像を継承します。

〔長寿福祉社会像〕

**高齢者が みんなとすこやかに
いきいきと住み続けられる 共生社会**

(3) 基本目標

平成29年(2017年)に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法が改正され、地域住民と行政等が協働して、公的な支援と相まって地域や個人が抱える生活課題等を解決することができるよう「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが、市町村の努力義務とされ、第7期計画において対応しました。また、令和3年(2021年)の社会福祉法改正では、地域住民の複雑化・多様化するニーズに対応した包括的な福祉サービスの提供体制を整備するため、関係法令に基づく事業を一体のものとして実施し、重層的に取り組むことで、「地域共生社会」の実現を目指す、「重層的支援体制整備事業」が創設され、現在、事業展開を進めています。

こうした中、令和5年(2023年)に、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができることを目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が創設され、今後、ますます高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らせるようにする施策の展開が大変重要となっています。

こうしたことを踏まえ、第9期計画におきましても、引き続き、第8期計画と同様の基本目標を掲げています。

〔計画の基本目標〕

**ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で
安心して生きがいのある生活を送ることができるまちを目指す**

◇「地域共生社会」とは

核家族化の進行等により、地域の中で孤立しがちで見守りが必要なのは、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯ばかりでなく、認知症の方や障がいのある方と暮らす世帯、子育て中の世帯等も含まれます。これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みをつくり、困難を抱えた場合には解決に向けて「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくものです。この「我が事・丸ごと」をキーワードに、地域における多様な世帯が相互に支え合う社会を、「地域共生社会」と呼んでいます。

計画の展開(第9期計画の体系図)

【基本理念】

- 高齢者の「自立支援」
- 市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」

【長寿福祉社会像】

高齢者が みんなとすこやかに
いきいきと住み続けられる 共生社会

【基本目標】

ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で
安心して生きがいのある生活を送ることができる
まちを目指す

【主要施策】(6施策) …第4章

- 1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸
- 2 地域で安心して暮らせる支援体制の充実
- 3 介護サービスや住まいなどの基盤整備
- 4 介護人材の確保と介護現場の生産性向上
- 5 医療と介護の連携
- 6 認知症と共に生きる施策の推進

【施策の柱】(25本)…第4章

【各種事業】(104事業)…第4章

5 計画策定の体制

(1) 「越谷市介護保険運営協議会」等における検討

本計画の策定にあたっては、市の関係部所の職員で構成した「越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会」「同 作業部会」において、関連計画等との整合性、連携を確認するとともに、基本目標等を達成するための具体的な事業の検証等を行い、計画案に反映いたしました。

また、計画案策定に関しては、市民、学識経験者、介護サービスに従事する者で構成する「越谷市介護保険運営協議会」での審議のほか、医療関係者、介護関係者、学識経験者で構成する「越谷市地域包括ケア推進協議会」において、本市における高齢者を取り巻く課題や、今後の施策の方向性についての協議・検討を行いました。

(2) 市民の意識・意見の把握と反映

本計画の策定に先立ち、高齢者保健福祉や介護保険制度に関する高齢者やその家族のニーズを把握するとともに、在宅介護の実態や高齢者の生活状況を把握するため、令和5年(2023年)2月に「第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎調査」を実施しました。

また、計画案に関しては、令和5年(2023年)11月21日から12月20日の期間に、市ホームページに掲載するなどの方法で、内容を公表して意見公募手続(「パブリックコメント」)を実施し、市民の皆さまからご意見をいただきました。

